

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	I-5 ②所属長役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	表紙 公表日	平成31年3月7日	令和2年11月27日	事後	公表日の変更
令和2年11月27日	I-1 ②事務の概要	札幌市では、国民年金法及びこれに基づく政省令等により、国民年金に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の31項により、個人番号を利用することができるのは、年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1 札幌市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者、任意加入者、年金受給権者及びその配偶者、世帯員(届出等)により、これから上記に該当する者、過去に住民登録をしていた上記に該当する者を含む。以下、「被保険者等」という。)に関する資格適用、保険料の免除等に関する事務 ①申請書類(年金届書、保険料免除・納付猶予申請書等)を受理し、日本年金機構年金事務所等に送付する。 ②申請等の内容に基づき、必要に応じて、本人及び配偶者、世帯員の住民基本台帳・住民税課税台帳等の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所等より送付された申請書類等の審査結果等について確認及び保管等を行う。	札幌市では、国民年金法(昭和34年法律第141号)及びこれに基づく政省令等により、国民年金に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の31項では、個人番号を利用することができるのは、国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。 ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 札幌市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者、任意加入者及び年金受給権者並びにこれらの配偶者、世帯員(届出等)により、これから上記に該当する者、過去に住民登録をしていた上記に該当する者を含む。以下「被保険者等」という。)に係る資格適用、保険料の免除等に関する事務 ①申請書類(年金届書、保険料免除・納付猶予申請書等)を受理し、日本年金機構年金事務所等に送付する。 ②申請等の内容に基づき、必要に応じて、被保険者等の住民基本台帳・住民税課税台帳の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所より送付された申請書類等の審査結果について確認及び保管を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I-1 ②事務の概要	2 国民年金の請求等に関する事務 ①請求書類(老齢基礎年金裁定請求書等)を受理し、日本年金機構年金事務所等に送付する。 ②請求等の内容に基づき、必要に応じて、本人及び配偶者、世帯員の住民基本台帳・住民税課税台帳等の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所等より送付された請求書類等の審査結果等について確認及び保管等を行う。	2 国民年金の請求に関する事務 ①請求書類(老齢基礎年金裁定請求書等)を受理し、日本年金機構年金事務所等に送付する。 ②請求の内容に基づき、必要に応じて、被保険者等の住民基本台帳・住民税課税台帳の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所より送付された請求書類等の審査結果について確認及び保管を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31項	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	重要な変更にあたらぬ。 (詳細の追記)
令和2年11月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の対象か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (時点の整理)
令和2年11月27日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の対象か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (時点の整理)
令和2年11月27日	IV-6 情報提供ネットワークとの接続	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)